

情報ファイル

Information file



税

自動車税の納税をお忘れなく

6月2日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書を送りますので、県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

また、クレジットカードでの納付を始めました。

納期限内のものにかぎり、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付できます。(利用者には決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に確認してください。

問合せ先

西三河県税事務所自動車税グループ

☎0564-27-2712

ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

年金

国民年金保険料
 学生納付特例の
 申請はお済みですか

学生納付特例制度は、学生期間が収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

学生特例期間は、10年以内であれば、保険料の追納ができます。

ただし、2年を経過すると当時の保険料と加算額が、追納額になります。希望する方は早めに申請をしてください。

対象者 20歳以上の学生で本人の前年所得が18万円以下の方

特例期間の取扱い 学生納付特例期間に障がい者になった場合、障がいの程度に応じて障害基礎年金の受給対象になります。学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、受給額には反映されません。

申請に必要なもの

スポーツ

高浜ボートクラブ
 クラブ員募集

ボート(漕艇)をとおして、心身の健康の増進やボート技術の向上、クラブ員相互の親睦を深めています。

高浜の海に親しみながら、いっしょに活動しませんか。

活動場所 高浜川および高浜市漕艇センター(碧海町一丁目)

／臨海鉄道脇

募集区分 中学生、高校生、一般(大学生・社会人)

会費(年額) 中学生1,300円、高校生2,350円、一般5,350円

※会費の中にスポーツ安全保険料を含みます。

申込方法 漕艇センターに備え付けの用紙に必要事項を記入

・印鑑
 ・学生証のコピー(有効期限の記載を含む。)
 問合せ先
 圃市民窓口グループ
 ☎52-1111
 (内線216・26)

無料 耐震簡易診断
 耐震改修相談



- 木造住宅在来工法に限ります
 - 現地に出向き調査します
 - 相談日は毎月第2土曜日、午前中を原則とします
- 相談員は高浜市建築耐震研究会の方です——

圃都市防災グループ ☎52-1111(内線228)



のうえ、会費を添えて、直接申込

申込・問合せ先

高浜ボートクラブ事務局
 (高浜市漕艇センター内)

☎53-7745

※土・日曜日の午前中にお問い合わせします。

※土・日曜日以外の問合せ先
 圃文化スポーツグループ

☎52-1111(内線330)